

韓国特許プラクティスにおける補正案レビュー制度の活用と 補正案レビューを利用した実務上の戦略

2017年02月13日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

韓国において特許審査指針書が2015年1月1日付で改正されました。この改正には、補正案レビュー制度の導入が含まれています。この制度によれば、Office Actionに対して正式な応答書をファイルする前に、補正案を担当審査官にレビューしてもらうことが可能です。

出願人は、Office Actionに対してクレーム発明を補正しようとする際、その補正案が拒絶理由を克服することができるものであるか否かが判断できない場合も少なくありません。このような場合に出願人に便宜を図るために、補正案レビューの制度を設けました。

上記の補正案レビューによれば、正式な応答書をファイルするのに先立って、出願人(出願人、発明者、又は、代理人)は事前に担当審査官と個人面談を行います。この個人面談において、補正案が協議され、審査官はクレーム補正の方向性を示唆します。これにより、短い期間で、出願人は特許権利化の可能性を高めることが期待できると共に、特許庁は高品質な特許を発行することが期待できます。

以下に、補正案レビューについて詳細に説明します。

【全4頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。